



まだ未受診?! 4月集団健診・がん検診を受け逃した方へ

鶴居村では **個別の健診・がん検診** を随時受け付けております。

個別健診・がん検診 (令和5年2月10日まで申込可、受診期間は令和5年2月24日まで)

場所：釧路がん検診センター (子宮頸がん・乳がん検診はその他の医療機関も実施可)

申込：役場保健師(0154-64-2116)に申し込み後、釧路がん検診センター(0154-37-3370)へ予約

特定健診 ※鶴居村国民健康保険加入者

年度40歳(S57.4.1～S58.3.31生)から受診日満74歳まで

<検査項目>

身長・体重・BMI・腹囲

血圧・問診・診察・脂質・肝機能

空腹時血糖・HbA1c、尿酸、クレアチニン、尿検査

※詳細健診：一定の基準に該当する方のみ

(眼底検査・心電図・貧血)

がん検診 40歳以上(受診日当日)

胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん・前立腺がん※

※前立腺がん検査は50歳以上対象で自己負担が1,000円かかります

75歳以上の健康診査

75歳以上の方

<検査項目>

特定健診と同内容



ヒトパピローマウイルスワクチン(HPVワクチン)のおしらせ



○定期予防接種対象者の方○

HPVワクチンについては、平成25年6月から積極的な勧奨(個別に接種を勧める内容の文書を送付すること)を差し控えておりましたが、令和3年11月に接種勧奨の差し控えが終了し、村でも令和4年度から積極的な勧奨を再開しました。

接種対象者 小学校6年生から高校1年生相当の女子

対象期間 高校1年生相当の3月31日まで

※平成18年度生まれ、平成19年度生まれの方については、令和7年3月31日までの3年間で対象期間となります。

○HPVワクチンの接種を逃した方(キャッチアップ接種)○

令和4年4月1日から、HPVワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対し、公平な接種機会を確保するため、平成9年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた女性を対象に、キャッチアップ接種を開始します。

接種対象者 平成9年4月2日～平成18年4月1日までの間に生まれた女性で過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない女性

対象期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日まで



令和4年度は、年度内に13歳から16歳になる女子の方、キャッチアップ接種対象者の方に個別通知を送付しています。案内やリーフレットを十分に理解した上で接種をご検討ください。

接種を希望される方は、接種券と予診票を送付しますので、

役場保健福祉課保健師(0154-64-2116)までご連絡ください。

新型コロナワクチン接種 4回目接種のお知らせ



接種費用 無料 全額公費

4回目接種を受けられるようになりました。
4回目接種により、高い重症化予防効果が得られます。



接種の対象

現時点で得られている科学的知見等により、以下の方を対象として、4回目接種を開始いたします。

3回目のワクチン接種から5ヶ月が経過した

①60歳以上の方 ②18歳以上で基礎疾患を有する方

その他 重症化リスクが高いと医師が認める方



※重症化リスクが高い具体的な基礎疾患については、厚生労働省「新型コロナワクチンQ&A」をご覧ください。

※ ①に該当する方は、7月中旬頃に接種券を郵送します。
(接種日、予約方法等の案内を同封します)

※ ②に該当するか否かについて、
基礎疾患等で医療機関を受診しておられる方や、事前に相談できる医療機関をお持ちの方は、その医療機関の医師にご相談ください。
事前に相談できる医療機関をお持ちでない方は、接種会場の予診の際にご相談ください。
なお、接種券の配布方法は、後日、IPやHPでお知らせします。

基礎疾患を有する者

1. 以下の病気や状態の方で、通院/入院している方

- 慢性の呼吸器の病気
 - 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
 - 慢性の腎臓病
 - 慢性の肝臓病（肝硬変等）
 - インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
 - 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
 - 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
 - ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
 - 染色体異常
 - 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
 - 睡眠時無呼吸症候群
 - 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している（※）、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している（※）場合）
- （※）重い精神障害を有する者として精神障害者保健福祉手帳を所持している方、及び知的障害を有する者として療育手帳を所持している方については、通院又は入院をしていない場合も、基礎疾患を有する者に該当する。

2. 基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方